

～よりよい教育環境を目指して～
学校のあり方に関する基本方針（案）

大田市教育委員会
平成31年4月策定

目 次

1	はじめに	1
2	基本方針の位置付け	3
3	基本方針の計画期間	3
4	序論	3
	1) 幼・保、小、中学校の現状と課題	
	(1) 園児、児童生徒数の減少による小規模化	
	(2) 学校施設	
	(3) 幼児教育、保育	
	(4) 小・中学校	
5	大田市の目指す学校づくりの基本的な考え方	5
	(1) 子どもの成長過程に応じたねらいと役割を明確にします。	
	(2) 「子育て」に関する家庭、地域、学校の役割の見直しを進めます。	
	(3) 子どもの育ちを支える教育環境を整えます。	
6	その実現に向けて	8
7	重点的取り組み	8
	(1) ふるさと教育	
	(2) 自立と共生	
	(3) 教職員の働き方改革	
8	新しいタイプの学校づくり	11
9	策定の経緯と今後のスケジュール	12
	資 料	13

～よりよい教育環境を目指して～

学校のあり方に関する基本方針（案）

1 はじめに【基本方針策定の趣旨】

人口減少問題が我が国全体の課題となる中、大田市においても地域の将来を担う人材の育成は最重要の課題となっています。

これまで大田市教育委員会では、児童生徒数の減少に伴う学校の小規模化や児童生徒を取り巻く教育環境の変化に対し、平成19年2月に策定した「大田市学校再編基本計画」において、望ましい学習集団の形成とそれに伴う教育環境の整備を柱に、小学校においては早期の複式学級解消と1学年の複数学級編成、中学校においては6学級（1学年2学級）とする基本的な考え方を示しました。これを踏まえ、平成20年7月に策定した実施計画では、具体的な再編・統合の組み合わせを示し、学校再編を進めてきました。

その結果、平成22年度に大田小学校と野城分校、平成23年度に温泉津町内4小学校、平成24年度に大代小学校と高山小学校、平成25年度に富山小学校と朝波小学校、池田中学校と第一中学校、平成26年度に温泉津中学校と仁摩中学校、それぞれ統合を行い、小学校は22校から16校に、中学校は8校から6校となり、現在に至っています。

計画策定から10年以上が経過し、子どもたちを取り巻く様々な環境が変化する中、2020年度から段階的に実施される新学習指導要領が公示され、児童生徒が今後の変化の激しい時代を生き抜くため、大きく2つについて改革のキーワードが示されました。

1つには、「主体的・対話的で深い学び」です。

教育課程全体を通して育成を目指す資質・能力を、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱によって整理し、これらの資質・能力の育成を目指すこととされました。

2つには、「社会に開かれた教育課程」です。

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を、「地域とともにある学校づくり」を通じて学校と地域社会が共有し、連携・協働しながら実現していくこととされました。

今、児童生徒数の減少は、教育のみならず今後の地域のあり方を考えるうえで大きな不安要素となっています。なかでも地域の将来を担う人材の育成が重要な課題となっており、教育・学校に寄せられる市民の期待はとて大きくなっています。

大田市では、本年度から始まる総合計画において、子どもから高齢者までのすべての人たちが一緒に楽しく夢を語り合いながらアイデアを創り、共に汗をかきながら、ひとつずつ形にしていく「共創」によるまちづくりを基本姿勢としています。

魅力ある就業の機会を創出し、子育て環境を整えることで若い世代の人たちが結婚・出産、子育てしやすい社会をつくり、定着、回帰・流入する流れを作ること。「子どもたちの笑顔があふれ、みんなが夢を抱けるまち‘おおだ’」の実現に向け、すべての人が共に行動し、持続可能なまちづくりに向けて取り組みを進めています。

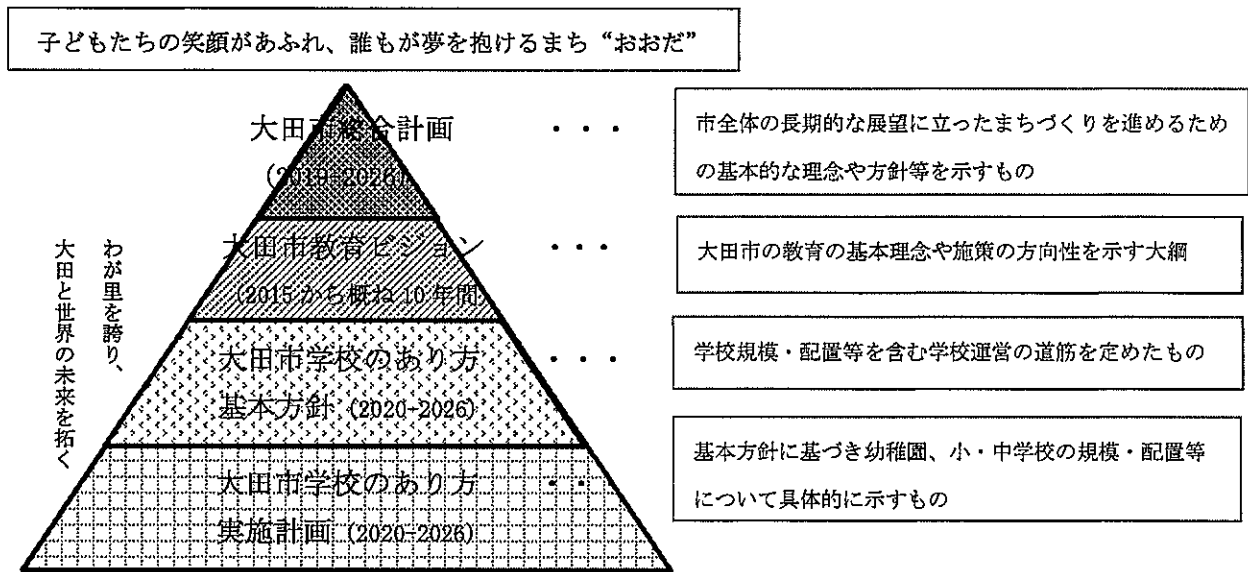
学校のあり方を検討するにあたり、「共創」の精神は「地域とともにある学校づくり」の理念と相通じるものと考えます。

こうしたことから、今後の学校のあり方については、学校の適正配置にとどまらず、義務教育自体のあり方を考える必要が出てくるとともに、学校運営そのものを根本から見直す時期に来ていると考えます。

今後は、平成28年2月に策定した教育大綱「大田市教育ビジョン基本構想」の基本理念「わが里を誇り、大田と世界の未来を拓く」に基づき、「人づくりは地域づくり」に直結するとの考えのもと、全ての学校、地域社会、行政が将来の地域の姿や地域を担う子ども像を共有することが必要と考えます。そのうえで豊かな自然、歴史・伝統、文化など、大田ならではの強みである「ひと、もの、こと」を生かしながら、児童生徒の個性や適性に応じた多様な学びを追求できる体制や児童生徒にとって望ましい教育環境を整えていくため、この基本方針を策定します。

実施計画の策定にあたっては、子どもたちにとっての「よりよい教育環境を目指して」を基本としつつ、「地域とともにある学校づくり」の理念を踏まえた丁寧な議論をする中で推進してまいります。

2 基本方針の位置付け



3 基本方針の計画期間

本基本方針の計画期間は、2020年度から2026年度までの7年間とします。

4 序 論

今、社会のグローバル化や過疎化、家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化、情報技術の進展によるコミュニケーションのあり様の変化により、地域社会等の繋がりが希薄となり地域住民の支え合いによるセーフティネット機能が低下するなど、社会環境は、大きく変化しています。また、情報技術の進展や人工知能、IOT、ロボティクス(※2)等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられ、人間関係のあり様が変わり、今後は社会のあり方そのものが劇的に変わると予想されています。

こうした中、文部科学省では中央教育審議会の答申や教育再生実行会議の提言に基づき、着実な教育再生を推進することを掲げています。

また、変化の激しい社会の中で、子どもたち一人ひとりが困難な状況を乗り越え、主体的・創造的に自らの人生を切り拓きながら、力強く生きていくための「確かな学力」を身に付けることが、学校教育に求められています。

そのためには、子どもたちが、自らの将来に向けて幸福で主体的な生き方を実現できるよう、また、よりよい社会の担い手になっていけるよう個々の発達段階に応じて育成すべき資質・能力を明確にしたうえで目標や内容の見直しを行い、課題の発見・解決に向けてきめ細かな教育を進めることが必要と考えます。

1) 幼・保、小、中学校の現状と課題

(1) 園児、児童生徒数の減少による小規模化

当市においても急速な少子化に伴い、児童生徒数の減少、学校の小規模化が確実に進行しています。規模の小さな学校の利点は、一人ひとりに教職員の目が行き届きやすく、きめ細かな対応や指導ができることや地域との密接な関係づくりが可能で、児童生徒一人ひとりが自己表現する場が与えられることにより、自己肯定感が育ちやすいことなどが挙げられます。一方で、少人数の学級ということから、友達関係が固定化しがちで、競争意識や部活動、学校行事など集団生活の中で育むコミュニケーション能力が育ちにくいということなどが指摘されています。また、教諭や養護教諭、事務職員の配置などに制約があることから学校運営に深刻な影響を及ぼしています。

(参考：資料 表1～表9)

(2) 学校施設

市内の学校施設（校舎、屋内運動場等）は、概ね耐震改修が完了したものの、いずれも建築後相当年数が経過し、教育機能のほか地域の防災機能、避難所としての機能の面からも今後大規模改修または改築が必要な状況となっています。

(参考：資料 表10～表12)

(3) 幼児教育、保育

社会状況の変化に伴う保護者ニーズの多様化や幼児人口の減少、施設の経年劣化など、市立幼稚園を取り巻く環境も大きく変容してきました。

こうした中、平成24年に子ども・子育て支援法が制定され、本市においても平成27年に教育、保育、子育て支援に関する全体計画「子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。また平成30年度からは幼稚園において幼稚園教育要領が、保育所においては保育指針がそれぞれ改められ、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を明確にするとともに、小学校においても2020年度から新学習指導要領が導入されるなど、円滑な接続を推進するための改訂が行われたところです。

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期です。すべての子どもに集団活動や遊びを通して自立や共同の精神を芽生えさせ、生きる力を育む質の高い幼児教育の機会を保障することは極めて重要です。

そこで、子どもたちの幼児教育を受ける機会を保障するとともに、保護者が安心して子育てができる環境を整備する必要があります。

(参考：資料 表13)

(4) 小・中学校

新学習指導要領においては、子どもたちが次代を切り拓くために求められる資質、能力は、文章の意味を正確に理解する読解力、自分の頭で考え、表現する力、対話や協働を通じて知識やアイデアを共有し新しい解や納得解を生み出す力などとし、これまでの学校教育をさらに発展させ、学びの充実を図る観点から改訂が行われました。

現在、学校教育においては、子どもたちの基礎学力・体力の向上、定着はもちろんのこと、生まれ育った地域に対する愛着・誇りの意識を育て、地域ならではの様々な資源

を活用したふるさと教育や地域の産業への関心や職業観の育成を目的とした職場体験など、様々な取り組みを行っています。

また、不登校、いじめや問題行動、虐待や家庭における様々な困難な事象等は、増加傾向にあり、緊急かつ細かな支援、見守りがより求められています。こうしたことから子どもたちの就学前から高校までの成長過程における円滑なつなぎを行う体制がますます重要となっています。

さらに、家庭における核家族化や共働き世帯の増加、地域における青年団、婦人会や子ども会などの組織力が低下していることなどから家庭学習や放課後児童クラブ、放課後子ども教室などへの支援の充実も必要となっています。

こうした学校における様々な課題への対応については、教育以外の高い専門性が求められる事案も増えていることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員や介助員などの教員以外のスタッフや医師、社会福祉士などの専門家さらには福祉部局、児童相談所、警察などの専門機関と適切な連携を図る必要があります。

また、こうした学校における様々な課題に対応するため、教職員の勤務実態は直ちに改善が必要な差し迫った状況にあります。

教職員が自らの健康管理はもとより、その専門性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるよう、また誇りをもって働くことができる環境を整えることが重要です。学校教育を持続可能なものにするためにも、「チームとしての学校」の機能強化と学校における働き方改革が必要となっています。

5 大田市の目指す学校づくりの基本的な考え方

「よりよい教育環境」の実現を通じ、地域の担い手となる子どもを地域総がかりで育成し、持続的な地域づくりに資する教育を推進します。

大田市教育ビジョンでは、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を自覚し、市民誰もが教育の当事者として協働して目標の達成を図ること。また、「ひと・もの・こと」など、様々な教育資源を見出し、積極的に活用することにより大田市ならではの特色ある教育を進め、教育移住などの人の流れもつくることを目指しています。

こうした方向性に基づき、大田市が力を入れて進めている取り組みとして「教育の魅力化」があります。

「教育の魅力化」とは、学校と地域社会がその目標となる子ども像や地域の将来像を共有し、協働を図りながら、それぞれが主体的な取り組みを行い、大田市の教育をよりよいものに高めていくことです。

大田には、豊かな自然や多様な体験の場、卓越した知見を持つ先達の存在など、恵まれた教育環境が私たちの身近にあります。こうした地域資源を子どもたちとともに掘り起し、これまで以上に活用しながら、学校と地域が一体となって子どもたちを温かく見守る体制づくりが必要です。

子どもたち一人ひとりに目を向け、地域の将来を担う当事者としての期待を寄せる大人の姿が、子どもたちの自己肯定感を高め、自らの人生と地域や社会の未来を切り開くために必要となる「生き抜く力」を育てていくために極めて重要と考えます。

また、教育の魅力の高まりを「地域の魅力」へとさらに発展させることが、「持続可能な地域づくり」につながるものと考えます。

子どもたち一人ひとりの自己実現を支援するとともに、「この地域で学びたい、住みたい、貢献したい」といった好循環を生み出し、魅力ある地域づくりを推進することが今後の大田の教育の進むべき方向であると考えます。

こうした考え方を踏まえ、大田市教育ビジョンの将来像である「わが里を誇る」子どもたちを育成するためには、特に小学校段階において多くの人たちとの対話、交流を通じて地域の「ひと・もの・こと」をまずは知り、成長に応じた体験を積み重ね、児童自身が自ら考えるといった教育環境を整えることが必要と考えます。

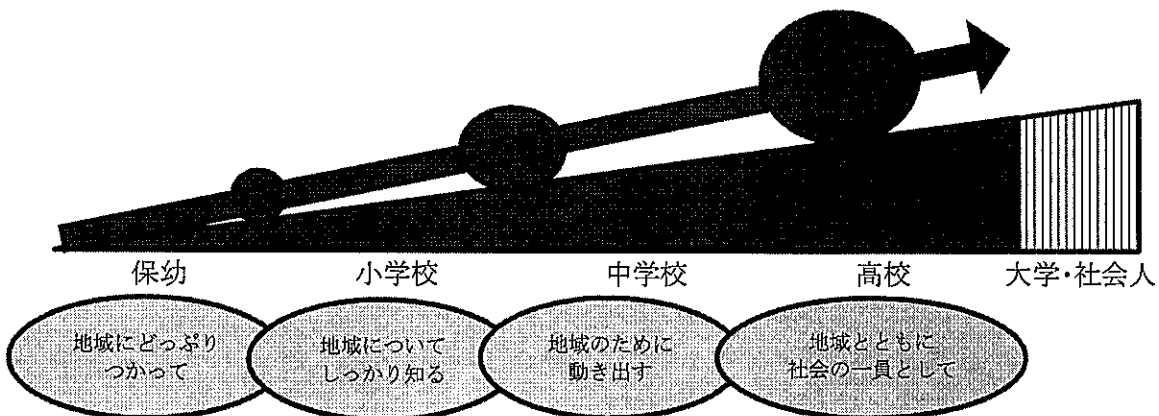
一方、中学校段階においては、将来、より自分らしい人生観を追求するためには、小学校で培った知識や体験などをもとに、さらに対人関係やコミュニケーションの場を広げ、集団の中で多様な価値観に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人ひとりの資質や能力を伸ばすことができる環境が重要です。

そのため、児童生徒の教育条件の改善を基本に、「地域とともにある学校づくり」の視点も踏まえて、基本的なコンセプトを次のとおり定めます。

(1) 子どもの成長過程に応じたねらいと役割を明確にします。

幼稚園、保育園から小学校へ入学する際の「小1プロブレム」や、中学校へ進学するにあたっての「中1ギャップ」は義務教育での大きな課題と言えます。

また、特別支援教育の充実や様々な課題への対応のためには、個々の児童生徒の状況に応じた細かな支援が必要です。そのためには校種を超えた円滑なつながりが特に必要です。



「育ちと学びのめやす」(※7) を活用し、校種を超えて、子どもたち一人ひとりの個性や発達段階に応じた最適な学びの環境を確実にバトンタッチしていきます。

※就学前から小・中学校、高校を通じて切れ目のない教育を実現するため、平成28・29年度にかけて、0歳から18歳までの子どもの成長過程に応じてつけたい子どもの資質・能力を大田市版のめやすとしてまとめたもの。

(2) 「子育て」に関する家庭、地域、学校の役割の見直しを進めます。

地域社会の高齢化、さらには核家族化の進行や共働き世帯の増加といった家庭環境の変化などにより地縁、血縁といった人間関係が次第に希薄になってきたことなどから、従来、地域や家庭で担っていた子育て、教育に関する役割が今日までの長い年月の間に徐々に学校に委ねられてきた現状があります。

学校や教師は、児童生徒への理解を一層深め、“子どものために”という強い使命感と責任感から、児童生徒にかかわるあらゆる業務を自らの業務とみなして、結果的に業務の範囲を拡大し続ける状況に陥っています。

「地域とともにある学校づくり」を進めるためには、学校は教育課程を含めた学校運営全般に関する情報を家庭、地域住民へ積極的に開示し、学校や児童生徒、教職員の現状などについての理解を広めることが重要です。

そのうえで、学校が保護者や地域住民等と教育目標を共有し、その理解・協力を得ながらそれぞれが主体的に学校運営に参画する仕組みづくりを進めることによって、これまで学校、教職員が担ってきた業務の一部を家庭、地域の役割として見直すことが必要となっています。

学校における様々な取り組みの現状や「地域の将来を担う子どもたちに求められる資質、能力とは何か」「何が学校、教職としての職務であって、何が職務でないか」。そのうえで「地域、家庭はどうあるべきか」を家庭や地域など、社会全体での協議を通じて共通理解し、それぞれがその解決に向け主体的かつ積極的に取り組めるよう、学校支援地域本部事業をはじめ、学校運営に関わるこれまでの様々な組織や校務分掌の整理・統合を積極的に行い、学校運営協議会を核とした仕組みづくりを進めます。

(3) 子どもの育ちを支える教育環境を整えます。

地域全体で子どもたちを支え、安心して子育てのできる環境づくりに向けた大人たちの真剣な姿こそが地域の将来を担う子どもたちの育ちに大きな力を与えるものと考えます。

また、地域における課題解決を大人たちだけで考えるのではなく、子どもたち自らが地域住民の一人として、地域の課題解決に向けたアイデアや実践活動につなげるなど、学校や子どもたちの力を地域づくり活動に生かし、学校と地域がともに発展しあう活動を展開することにもつながります。

こうしたことから小学校区単位の地域ごとに幼稚園または保育園などの未就学児の支援施設とまちづくりセンターや放課後児童クラブ等が配置され、安心して子育てができる環境を整え、それらを自治会や各種団体、企業などが支えるという地域総ぐるみで子どもたちを育成し、地域づくりを推進する体制を整えることが必要と考えます。

6 その実現に向けて

- ・小学校は、原則、現在設置している地域ごとに地域総がかりでの魅力ある学校づくりを推進します。
- ・中学校は、より多くの生徒の関りの中で主体性、社会性等を身に付けるため、統合・再編などを進めます。
- ・幼稚園は、市長部局と協議の上、「認定こども園」へ移行します。
- ・特別支援教育をはじめとする、子育てに関する相談・支援体制の充実を図ります。

以上の項目を柱に、地域の事情を総合的に考慮して、学校の統合・再編や通学区域の見直しを行うとともに、次代に合った新しいタイプの学校への転換も視野に「大田市ならではの学校づくり」を推進します。

7 重点的取り組み

(1) ふるさと教育

①地域総がかりでの地域の未来を担う人材育成に向けた体制の構築

- ・学校に関する情報の積極的な発信
- ・保護者、地域住民が集いやすい環境づくり
- ・全ての小中学校への「学校運営協議会」の導入とコミュニティスクールの推進
 - ※地域の将来のために地域ごとに「〇〇〇な子ども」を育てるという共通目標を持ち、学校の経営全般に亘って地域・学校・家庭がそれぞれ主体的な立場で企画・協議・活動する組織
- ・学校施設の地域開放の促進(まちセンとの共同、管理運営手法など)
 - ※地域の人々に学校へ足を運んでもらえる仕組みや雰囲気づくり
- ・子どもたちの地域づくり活動への主体的参加の拡大
 - ※小中学校における地域課題探究・解決型学習の実施
- ・社会教育による地域課題の解決と次世代に引き継ぐ取り組み
 - ※これまで各校区で公民館が担ってきた学社融合に向けた連携事業や学校支援機能とコミュニティスクールの取り組みを整理

②防災教育の充実

- ・地域の子は地域で守る体制の整備(自主防災組織への参画)
- ・学校施設を活用した防災・避難訓練や救急救命訓練等の実施
- ・地域防災拠点または避難所としての学校運営のあり方を明確化

③山村留学センターの活用

豊かな自然と文化を活用した様々な体験活動への市内の児童生徒の参加拡大とその実践を子どもたちの「生き抜く力」の育成へ生かすための教員研修制度について検討を行います。

(2) 自立と共生

①就学前、小学校低学年での基礎教育の充実

- ・学習規律、学習習慣の定着と学ぶ意欲の向上

- ・幼児期からの読書習慣の定着：学校司書、読書活動推進員の配置
- ・相談機能の一元化と充実：保護者が安心して子育てができる支援体制
※妊娠期からの子育て期間の全般に亘る諸々の悩みや相談ができ、個々の状況に応じて専門機関にもつなげる体制を整備
- ・島根県が設置する「幼児教育センター」「幼児教育アドバイザー」の積極的活用：相談、指導、研修、情報提供など

②保幼・小・中・高の連携

- ・一貫性のある連続したキャリア能力の形成などの取り組みを通じ、子どもたち社会的自立を支援
- ・校区内の保育園、幼稚園、小・中学校、高校が「相互連携協定」を結び、連携活動を加速
※各校種相互の連携事業を実施

③家庭教育支援

- 保護者が子育てに対する第一義的責任と自覚を持って取り組めるよう支援する。
- ・「家庭教育支援事業」の新設：研修、講演会の開催など

④教育機会の確保

- ・不登校(傾向)児童生徒への適応指導機能の見直し
- ・在宅学習支援(ICTを活用した教育など)の検討
- ・生活困窮世帯に対する支援の継続(就学援助・学力向上支援など)

⑤特別支援教育～できるだけ早期に適切な対応と支援を実施

- ・通級指導の充実(幼児期通級、通級指導教室の拡充)
- ・専門家、関係機関等との連携強化
- ・校種を超えた情報の共有と適切な対応

⑥人権教育

- ・学校におけるいじめや人権に関わる事象の早期の認知と対応
- ・児童生徒の悩みなどへの相談体制の確立
- ・子どもたちの発達段階に応じた進路保障を柱とした人権教育の機会の拡充
- ・「チーム学校」としての対応
- ・家庭・医療・福祉分野との連携
- ・教職員研修の実施

(3) 教職員の働き方改革

①学校における業務改善

a「学校業務改善プラン」の策定(平成31年3月 策定)

教職員の勤務時間等の削減などを通じて、教職員のワークライフバランスを達成するとともに本来の業務である子どもたちに向き合う時間を確保し、教育の質向上を図るため、学校現場における働き方改革に関する統一の実施基準を定めました。

(主な内容)

○業務負担の軽減

- ・勤務時間管理の徹底

- ・教員の負担軽減のための人的措置
- ・事務事業の負担軽減

○業務改善の促進

- ・管理職、教職員の研修の実施
- ・各学校における取り組みの促進
- ・メンタルヘルス対策の実施
- ・職場環境の改善
- ・保護者、地域との連携

b 校務支援システムの導入

校務の効率化と教職員の事務負担の軽減のため、県並びに他市町との共同による統合型校務支援システムの導入に向け検討します。

c 学校給食費の公会計化

学校給食に関する事務のうち、給食費の徴収、未納金の督促等を含めた管理事務について、公会計化に向け検討を行います。

②部活動

a 「部活動ガイドライン」の策定（平成31年2月 策定）

学校教育の一環として行われる部活動について、児童生徒のより健やかな成長や教職員の適正な勤務を実現するため統一の実施基準を定めました。

各学校においては、このガイドラインを踏まえ、地域の実情も考慮の上、活動の基準を定めます。

（主な内容）

○生徒、教職員の負担軽減

- ・適切な活動量の設定（活動時間、休養日の設定）
- ・外部指導者の活用等校内体制の改善（部活動顧問者会の設置、部活動指導員等の活用など）

○活動の量的確保から質的向上への転換

- ・効果的、計画的な運営（活動計画の作成と見直しなど）
- ・保護者、地域との連携（情報発信、競技団体との連携など）
- ・生徒の主体的な活動の推進（部活動リーダー会の設置、生徒同士のミーティングの開催）

b 社会体育での受け皿の拡大

地域のスポーツ・文化団体、社会教育施設等との連携を進め、地域単位または総合型スポーツクラブ等、学校以外での活動の受け皿について検討を進めます。

8 新しいタイプの学校づくり

今後の学校の規模・配置については、かつて行った複式学級の解消や児童生徒数の均衡などを基とした「望ましい学習集団」といった考え方だけではなく、大田ならではの教育をどう高め、子どもたち一人ひとりの「生き抜く力」を育てていくかといった観点が必要です。

特に小規模校においては、そのデメリットを緩和するとともに、良さをさらに引き出すための小規模校独自の可能性に挑戦する取り組みなどについて、学校を中心に地域、家庭が「共創」の理念のもと、魅力ある学校づくりを進めていくことが望ましいと考えます。

従って、小規模校を決して無原則に存続させるということではなく、地域の中で学校がどうゆう存在なのかということをしつかりと議論し、地域総がかりでの子育て体制を築くため、学校づくりは地域づくりとの認識のもと、各地域の実情を踏まえ、地域の持続的な発展に寄与するための学校の活性化を図るなど、地域が責任をもって学校を維持・運営していくといった心構え、覚悟が必要です。

そのためには、「共創」の精神を踏まえ、学校ごとに学校運営協議会を中心に義務教育学校、ICT活用教育、キャリア教育など、以下に例示する地域の特色をさらに生かした学校づくりを家庭・地域とともに進める必要があります。

(1) 義務教育学校

小学校から中学校までの学びと育ちの繋がりを重視し、その円滑な接続を目指して義務教育9年間を一貫したカリキュラムで行う学校

(2) ICT活用教育（合同学習）

高速通信網やICT機器等を活用し、離れた複数の学校間で映像や音声を含めた遠隔授業等を行うこと。特に小規模校での集団活動を補完するものとして有効。

(3) キャリア教育

子どもたちの発達段階に応じ、郷土愛を育み、勤労観・職業観を身につけさせ、社会で自立し働くことを通じて社会への貢献を目指して行う教育活動

(4) スポーツ教育

学校の教育活動全体を通じて体育・健康に関する指導の充実を図り、生涯にわたって積極的に運動やスポーツに親しむ資質や能力を育むとともに、健康の保持・増進のための実践力を育成する教育

(5) インクルーシブ教育

誰もが互いに人格と個性を尊重して支えあい、多様な在り方を認め合うために、子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行い、同じ場で共に学ぶことを追求する教育

(6) 特認校制度

学校固有の環境（自然環境、社会環境、文化・特色ある教育活動など）のもと、心身の健やかな成長を促し、豊かな人間性を培い、明るく伸び伸びとした教育を希望する児童生徒、保護者に対し、教育委員会が指定した学校において一定の条件の下で校区外からの入学（転学）を認める制度。

9 策定の経緯と今後のスケジュール

平成 28 年度

2 月 統合校の保護者対象の意見交換会(6校)

平成 29 年度

9 月～11 月 市内全小中学校保護者との意見交換会(19 か所)

平成 30 年度

10 月～11 月 市民対象の意見交換会(18 か所)

12 月 市内中学校生徒との意見交換「これからの学校について考える」

1 月～3 月 教育委員会議において基本方針(案)の協議

2 月 総合教育会議で市長との意見交換

平成 31 (令和元) 年度

4 月 「基本方針」(案)の策定

5 月 検討委員会(学識経験者、地域関係者、教育関係者、保護者)を設置

5 月～7 月 基本方針(案)について協議(全 3 回)

5 月～9 月 総合教育会議(2 回)

5 月 保護者(幼保、小中)アンケート実施

8 月 パブリックコメントによる意見公募

10 月 基本方針 策定

11 月～ 基本方針についての地区説明会を開催

11 月～1 月 検討委員会で基本計画について協議(全 3 回)

11 月、1 月 総合教育会議

1 月末 実施計画(案)の作成

2 月～3 月 パブリックコメントによる意見公募

3 月末 実施計画 策定

令和 2 年度 (予定)

4 月～ 基本方針及び実施計画の地区説明会を開催

※「実施計画」における対象地区ごとの協議

【資料】

- ・表1) 大田市の人口の推移と推計
- ・表2) 児童生徒数の推移と推計
- ・表3) 学校の規模と学級数
- ・表4) 通常学級の学級編制基準
- ・表5) 児童生徒数・通常学級数の推移と推計
- ・表6) 規模別小学校数の推移と推計
- ・表7) 規模別中学校数の推移と推計
- ・表8) 児童数別小学校数の推移と推計
- ・表9) 生徒数別中学校数の推移と推計
- ・表10) 地区別の学校配置と人口推移
- ・表11) 学校施設(棟別)の建築経過年数
- ・表12) 学校施設(学校別)の主要な建物の建築経過年数
- ・表13) 幼稚園入園児数の推移

表1 大田市の人口の推移と推計（年少、生産年齢、老年）

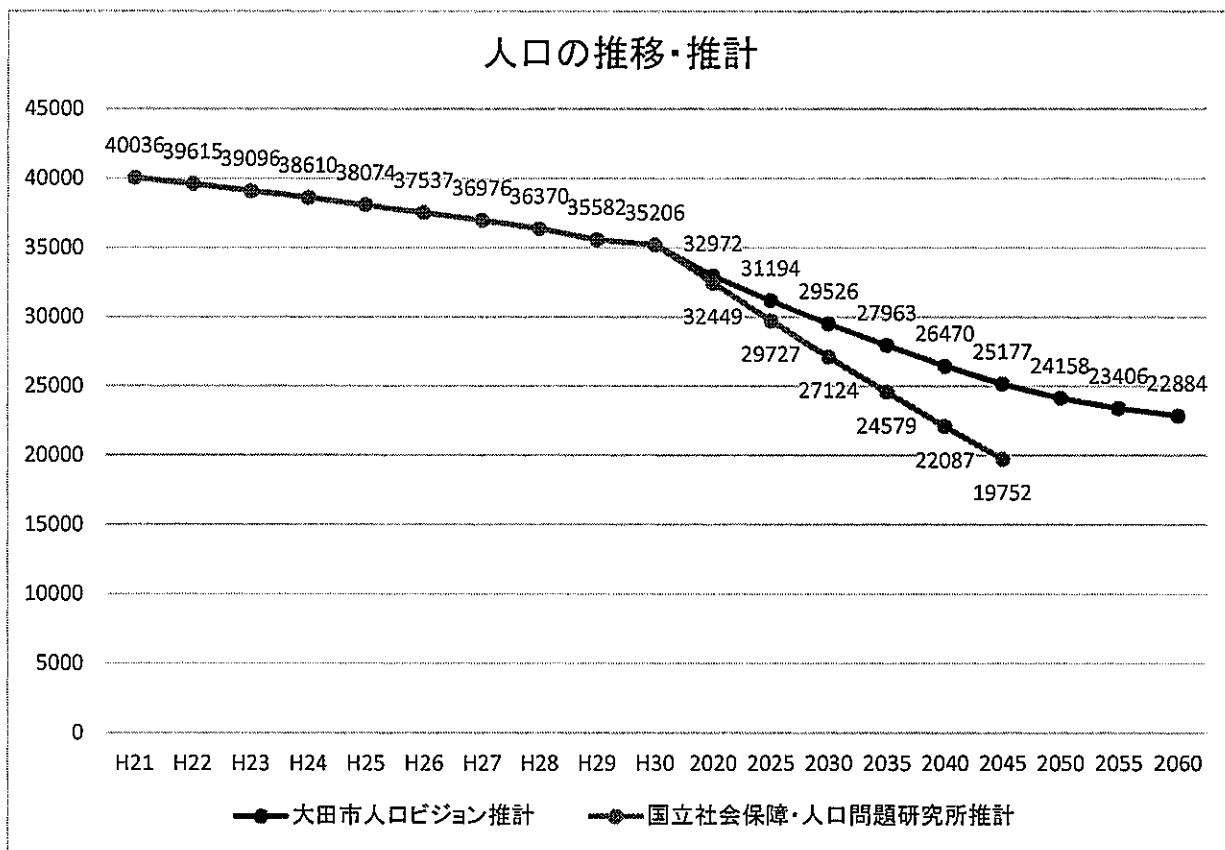
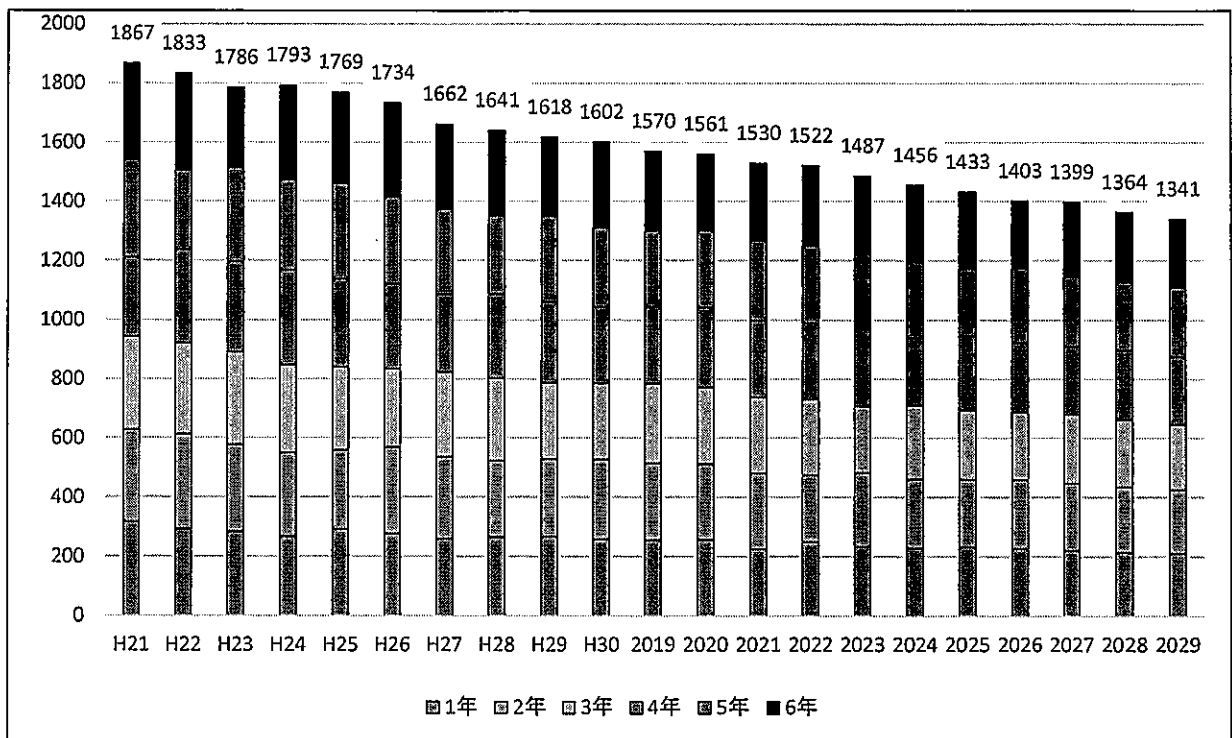


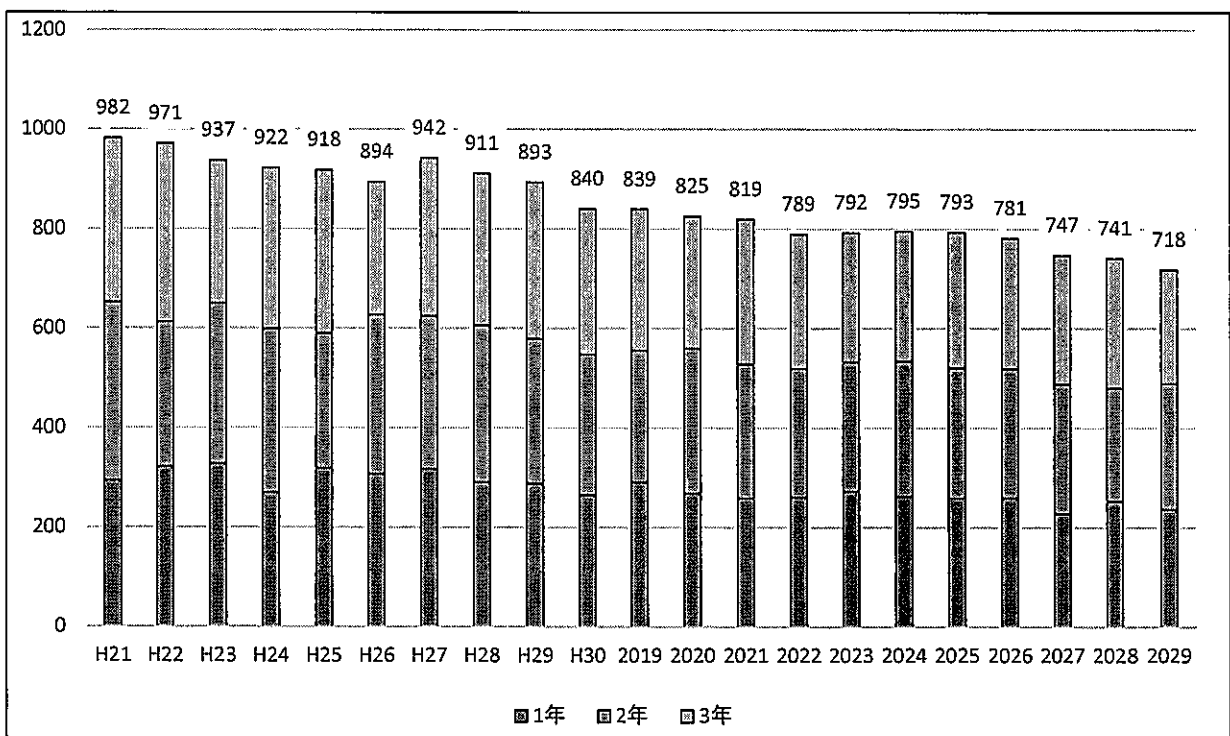
表2 児童生徒数の推移と推計（グラフ）

【小学校】



※平成21年度以降H30年度までで265人の減少（△14.2%）、平成40年までにはさらに238人の減少（△14.8%）が見込まれる

【中学校】



※平成21年度以降H30年度までで142人の減少（△14.5%）、平成40年までにはさらに99人の減少（△11.8%）が見込まれる

表3 学校の規模と学級数の関係 (学校教育法施行規則による)

規模		過小規模校	小規模校	適正規模校	大規模校
学級数	小学校	0～5	6～11	12～18	19～
	中学校	0～2	3～5	6～18	19～

表4 通常学級の学級編制基準

学級編成	小学校		中学校	
	学年	1学級の人数	学年	1学級の人数
単式学級	1・2年	30	全学年	35
	3年以上	35		
複式学級	1・2年	8人以下		
	3年以上	2学年合計で16人以下		

※小学校では1年生を含む場合は8人以下、含まない場合は16人以下

※中学校では、島根県では生徒数に関係なく複式学級編成はしないこととなっている。

表5 児童生徒数・通常学級数の推移と推計

年度	小学校		中学校		計	
	児童数	学級数	生徒数	学級数	児童生徒数	学級数
H21	1,867	116	982	41	2,849	157
H25	1,770	94	918	35	2,688	129
H30	1,602	94	840	37	2,442	131
H35	1,487	95	792	35	2,279	130
H40	1,364	90	741	33	2,105	123

※市町合併以降、平成30年度の現在を経て、平成40年度までの児童生徒数は減少を続け、今後10年間で337人が減少する見込み。

表6 規模別小学校数の推移と推計

年度	過小規模校	小規模校	適正規模校	大規模校	計	
H21	11	9	1	0	21	
H25	7	8	1	0	16	
H30	7	8	1	0	16	
H35	※2	8	7	1	0	16
H40	8	7	1	0	16	

※1 富山、湯里・福波・井田、野城分校

※1 再編により過小規模校4、小規模校1が減。

※2 平成35年度には小規模校から過小規模校へ1校が移行予定でさらに小規模校化が進む。

表7 規模別中学校数の推移と推計

年度	過小規模校	小規模校	適正規模校	大規模校	計	
H21	0	7	1	0	8	温泉津
H25	0	5	2	0	7	池田
H30	0	3	3	0	6	
H35	0	4	2	0	6	
H40	1	3	2	0	6	

※小規模校化が進み、平成40年度には全校で2学級の過小規模校も生じる。

表8 児童数別小学校数の推移と推計

年度	0~49	50~99	100~149	150~199	200~399	400~599	600~	計
H21	10	7	0	1	2	1	0	21
H25	6	4	2	2	1	1	0	16
H30	7	5	0	2	1	1	0	16
H35	7	5	1	2	0	1	0	16
H40	8	4	1	2	0	1	0	16

※児童数99人以下の学校は、平成25年度当時は10校であったものが、平成40年度には12校に増える見込み。

表9 生徒数別中学校数の推移と推計

年度	0~49	50~99	100~149	150~199	200~399	400~599	600~	計
H21	4	1	1	0	1	1	0	8
H25	3	1	1	0	1	1	0	7
H30	3	0	1	0	1	1	0	6
H35	3	0	1	0	2	0	0	6
H40	3	0	1	0	2	0	0	6

※平成35年度には生徒数400人以上の学校がなくなる。

表10 地区別の学校配置と地区別の人口推移

地区	小学校	中学校	高校	幼稚園	保育園		放課後対策		国勢調査人口		減少率
					公立	私立	児童クラブ	子ども教室	H22	H27	
大田	大田	第一	大田	大田	大田	あゆみ 相愛ほか5	大田わんぱく 児童クラブほか3	わんぱく遊 び隊ほか4	8,853	8,327	5.9%
長久	長久					長久さわら び園ほか2	長久ゆうゆ う児童クラ ブ		2,813	2,785	1.0%
五十猛	五十猛					いそたけ			1,395	1,298	7.0%
静間	静間				静間			静間放課後 児童教室	1,466	1,336	8.9%
鳥井	鳥井				鳥井				1,249	1,168	6.5%
久手	久手	第二		久手		久手	久手わくわ く児童クラ ブ		4,295	4,054	5.6%
波根	朝波				波根				1,425	1,362	4.4%
朝山							朝山にこに こ児童クラ ブ	朝山放課後 子ども教室	590	480	18.6%
富山			富山（休園）						626	514	17.9%
多根	北三瓶	北三瓶							242	214	11.6%
山口									327	289	11.6%
志学	志学	志学				志学		志学何でも トライ塾	628	580	7.6%
池田	池田				池田			教伝キッズ クラブほか1	934	829	11.2%
川合	川合				川合	ステップ川 合		かわい寺子 屋	1,918	1,802	6.0%
久利	久屋					久利	久屋放課後 児童クラブ	久屋交流ク ラブ	1,447	1,348	6.8%
大屋									386	324	16.1%
大森	大森					大森さくら		大森放課後 こども教室	405	391	3.5%
水上	高山	第三			水上				566	502	11.3%
祖式								(しごんぼ クラブ)	349	320	8.3%
大代									450	362	19.6%
温泉津	温泉津				温泉津				1,254	1,095	12.7%
湯里									636	574	9.7%
福波							温泉津児童 クラブたん ぼぼ	温泉津野球 放課後子 ども教室	744	662	11.0%
井田			井田（休園）						658	574	12.8%
仁万・天河	仁摩	西	廻摩			仁摩		仁摩放課後 子ども教室 ほか2	2,663	2,498	6.2%
大國									444	392	11.7%
馬路							仁摩児童ク ラブひまわ り		613	542	11.6%
宅野						みどり		宅の放課後 子ども教室	620	544	12.3%
									37,996	35,166	7.4%

※小・中学校、幼稚園、保育園がある地区の人口減少率は、それら教育施設がない地区と比べて概ね低くなっている。

表11 学校施設（棟別）の建築経過年数（H30年5月1日現在）

建築経過年（建築年）	小学校			中学校		
	校舎	屋内運動場	プール	校舎	屋内運動場	プール
1～9年（H30～H21）	0	1	0	0	2	0
10～19年（H20～H11）	0	1	0	1	0	0
20～29年（H10～H1）	10	8	3	4	3	0
30～39年（S63～S54）	5	2	1	1	0	0
40～49年（S53～S44）	1	3	14	1	1	0
50年以上（S43年以前）	2	1	2	2	0	0
計	18	16	20	9	6	0
30年以上（S63年以前）の計	8	6	17	4	1	0

※全体的に老朽化が進んでいる。学校施設の場合、文科省の財産処分年限は鉄筋コンクリート造で60年。

一般的には建築後30年程度で大規模改修を、50年から60年を経たものは改築もしくは建て替えが必要。

※建築後30年を超える施設は小学校で34棟中14棟、中学校では15棟中5棟という状況。

全棟49棟中19棟（38.8%）がこの30年のうちに大規模改修または改築が必要なことを表している。

表12 学校施設（学校別）の主要な建物の建築経過年数（H30年5月1日現在）

建築経過年（建築年）	小学校			中学校		
	校舎	屋内運動場	プール	校舎	屋内運動場	プール
1～9年（H30～H21）	0	1	0	0	2	0
10～19年（H20～H11）	0	1	0	1	0	0
20～29年（H10～H1）	9	8	2	3	3	0
30～39年（S63～S54）	5	2	1	0	0	0
40～49年（S53～S44）	1	3	10	1	1	0
50年以上（S43年以前）	1	1	1	2	0	0
計	16	16	14	7	6	0
30年以上（S63年以前）の計	7	6	12	3	1	0

※小学校では、校舎7、屋内運動場6、中学校では、校舎3、屋内運動場1の施設がこの30年のうちに大規模改修または改築が必要なことを表している。

表13 幼稚園入園児数の推移

幼稚園名	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
大田幼稚園	79	79	70	56	47	40	35	34
久手幼稚園	20	29	21	21	17	19	17	17
富山幼稚園	(休園)							
井田幼稚園	5	3	4	4	(休園)			
計	104	111	95	81	64	59	52	51